

議案第10号説明資料

令和5年2月13日

大磯町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 1

改正内容 1

新旧対照表

大磯町小児の医療費の助成に関する条例 2～5

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 . . . 6

子育て支援課

大磯町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

本町では、こどもの健全な育成支援と健康の増進を目的として、こどもの入院及び通院に係る医療費の自己負担分を助成する小児医療費助成事業を実施していますが、対象の範囲を拡大することで、子育て世帯の更なる経済的な負担の軽減や、安心して子育てをすることができる環境の充実を図るため、大磯町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 条例の名称

助成対象の範囲を拡大するにあたり、「小児」を「こども」に改めます。

(2) 助成対象の範囲について

対象者の年齢を0歳から15歳まで（中学校3年生まで）から、満18歳に達した日以後最初の3月31日までに引き上げます。

(3) 施行日

令和5年4月1日から施行します。

大磯町小児の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>大磯町<u>こども</u>の医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児期から心身の成長が著しい学童期、思春期を迎えた<u>こども</u>に対して、様々な健康増進の取組を進め、規則正しい食生活や睡眠、運動や遊びを通した体力づくりといった生活習慣を身に付けることで、健全な心身の育成を図っていくに当たり、定期的な健康診査や感染症対策、予防接種を実施することによっても防ぐことのできない<u>こども</u>の疾病又は負傷に係る医療費の一部を助成することにより、もって<u>こども</u>の健康の増進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「<u>こども</u>」とは、満18歳に達した日以後最初の<u>3月31日まで</u>にある者をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>こども</u>を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>こども</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない<u>こども</u>を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該<u>こども</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該<u>こども</u>は、当該父又は母のうち、</p>	<p>大磯町<u>小児</u>の医療費の助成に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児期から心身の成長が著しい学童期、思春期を迎えた<u>小児</u>に対して、様々な健康増進の取組を進め、規則正しい食生活や睡眠、運動や遊びを通した体力づくりといった生活習慣を身に付けることで、健全な心身の育成を図っていくに当たり、定期的な健康診査や感染症対策、予防接種を実施することによっても防ぐことのできない<u>小児</u>の疾病又は負傷に係る医療費の一部を助成することにより、もって<u>小児</u>の健康の増進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>小児</u>」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業した日又は中等教育学校の前期課程を修了した日の属する月の末日（中学校等の卒業後又は中等教育学校の前期課程の修了後において、卒業又は修了以前から継続して入院している場合には、その退院の日。ただし、当該卒業した日若しくは修了した日の属する月の末日又は当該退院の日が18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、18歳に達する日の属する月の末日とする。）までにある者をいう。</p> <p>2 この条例において「<u>小児</u>を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) <u>小児</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母</p> <p>(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない<u>小児</u>を監護し、かつ、その生計を維持する者</p> <p>3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該<u>小児</u>を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該<u>小児</u>は、当該父又は母のうち、いず</p>

改正案	現行
<p>いずれか当該<u>こども</u>の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p>	<p>れか当該<u>小児</u>の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p>
<p>4 この条例にいう「父」には、母が<u>こども</u>を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p>	<p>4 この条例にいう「父」には、母が<u>小児</u>を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。</p>
<p>5 省略 (対象者)</p>	<p>5 省略 (対象者)</p>
<p>第3条 この条例により<u>こども</u>の医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有する<u>こども</u>を養育している者で、その養育する<u>こども</u>の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われる者とする。ただし、養育する<u>こども</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>	<p>第3条 この条例により<u>小児</u>の医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有する<u>小児</u>を養育している者で、その養育する<u>小児</u>の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法律（以下「医療保険各法」という。）の規定により医療（<u>前条第1項の規定による中学校を卒業した日等の属する月の末日に入院し、当該入院が同日以後継続している者（以下「入院継続者」という。）</u>にあつては、当該入院に係る医療に限る。）に関する給付が行われるものとする。ただし、養育する<u>小児</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p>
<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている<u>こども</u> (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している<u>こども</u> (3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる<u>こども</u> (医療証の交付)</p>	<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている<u>小児</u> (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療を受給している<u>小児</u> (3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる<u>小児</u> (医療証の交付)</p>
<p>第4条 <u>こども</u>の医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 (助成の範囲)</p>	<p>第4条 <u>小児（入院継続者を除く。）</u>の医療費の助成を受けようとする対象者は、町長に申請し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。 (助成の範囲)</p>
<p>第5条 町長は、<u>こども</u>の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつ</p>	<p>第5条 町長は、<u>小児</u>の疾病又は負傷について医療保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によつ</p>

改正案	現行
<p>て<u>こども</u>に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。</p> <p>（助成の方法）</p>	<p><u>小児</u>に係る医療保険各法による被保険者（国民健康保険法による場合には、世帯主）その他これに準ずる者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。</p> <p>（助成の方法）</p>
<p>第6条 <u>こども</u>の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が第4条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。</p>	<p>第6条 <u>小児</u>の医療費の助成は、病院、診療所又は薬局その他の者（以下「病院等」という。）に、対象者が第4条に規定する医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、町長が助成する額を当該病院等に支払うことによって行うものとする。</p>
<p>2 省略</p>	<p>2 省略</p> <p>3 <u>入院継続者</u>に係る医療費の助成は、町長が助成する額を対象者に支払うことにより行うものとする。</p>
<p>第7条 省略</p> <p>（損害賠償との調整）</p>	<p>第7条 省略</p> <p>（損害賠償との調整）</p>
<p>第8条 <u>こども</u>に係る医療給付の原因が第三者の行為によるもので、損害賠償がなされた場合には、当該賠償額の範囲においてこの条例による助成は行わず、又は既に助成した金額を返還させることができる。</p>	<p>第8条 <u>小児</u>に係る医療給付の原因が第三者の行為によるもので、損害賠償がなされた場合には、当該賠償額の範囲においてこの条例による助成は行わず、又は既に助成した金額を返還させることができる。</p>
<p>第9条～第11条 省略</p>	<p>第9条～第11条 省略</p>
<p><u>附 則</u></p> <p>（<u>施行期日</u>）</p>	
<p>1 この条例は、令和5年4月1日（以下「<u>施行日</u>」という。）から施行する。</p>	
<p>（<u>経過措置</u>）</p>	
<p>2 この条例は、<u>施行日</u>以後に行われた医療に係る助成について適用し、<u>施行日</u>前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>	
<p>3 この条例の<u>施行日</u>に交付されている本町の<u>小児</u>に係る医療費の助成を受ける資格を証する書面は、第4条の規定により交付された医療証とみなす。</p>	

改正案	現行
<p data-bbox="152 180 1122 260"><u>(大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)</u></p> <p data-bbox="123 268 1122 395">4 <u>大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大磯町条例第36号）の一部を次のように改正する。</u> <u>別表第1及び別表第2中「小児」を「こども」に改める。</u></p>	

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第6条 省略		第1条～第6条 省略	
<p>附 則 (抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>			
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
執行機関	事務	執行機関	事務
省略		省略	
3 町長	大磯町 <u>子ども</u> の医療費の助成に関する条例(令和2年大磯町条例第6号)による <u>子ども</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	3 町長	大磯町 <u>小児</u> の医療費の助成に関する条例(令和2年大磯町条例第6号)による <u>小児</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
省略		省略	
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
執行機関	事務	特定個人情報	
省略		省略	
3 町長	大磯町 <u>子ども</u> の医療費の助成に関する条例による <u>子ども</u> の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
省略		省略	
別表第3 省略		別表第3 省略	

